

介護保険だより

令和6年
4月

令和6年度から令和8年度までの
65歳以上の方の介護保険料が決まりました。

平成12年よりスタートした介護保険制度。法の定めにより、3年毎に介護保険事業計画を策定しています。この度策定しました第9期介護保険事業計画では、令和6年度から令和8年度の3年間を通じて介護保険事業が健全に運営できるよう、介護保険料の基準額を月額7,300円に改定しました。第8期（令和3～令和5年度）の月額6,900円と比較して、400円の増額となります。高齢者の皆さまにはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。



**65歳以上の方の介護保険料の基準額が
月額7,300円(年額87,600円)になります。**

■制度改正の主な内容

【令和6年4月から】

- ・介護保険料の変更
- ・介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更（一部サービスについては6月から）
- ・介護予防プランの作成を介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に依頼が可能（介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼）
- ・福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（貸与または購入）の選択が可能（対象となる福祉用具：固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖）

【令和6年8月から】

- ・施設サービスを利用する際の居住費の基準費用額の変更
- ・特定入所者介護サービス費の自己負担限度額の変更

■保険料を上げる主な理由

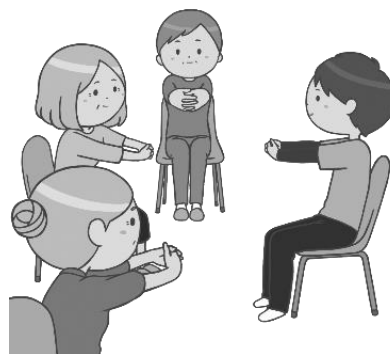
- ・県内他保険者よりも要介護認定率が高い傾向にあり、特に要介護1と要介護5が高い
- ・通所系サービスが県内で最も充実しており利用者も多く、施設・居住系サービスも県内の市の中では充実しているが、その反面、第1号被保険者1人あたり給付月額額は県内でも高い
- ・65歳以上人口は減少するが、介護サービスを利用する方が多い75歳以上人口の増加が見込まれる
- ・第9期計画期間の介護報酬改定に伴い介護サービス費用が増加すると見込まれる

■介護保険料段階表

段 階	対 象 者	料 率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人、もしくは老齢福祉年金の受給者	基準額 ×0.295	25,800円 (2,150円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額 ×0.495	43,320円 (3,610円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、所得段階第1段階及び2段階以外の人	基準額 ×0.695	60,840円 (5,070円)
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	78,840円 (6,570円)
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税で、所得段階第4段階以外の人	基準額 ×1.00	87,600円 (7,300円)
第6段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が80万円未満)	基準額 ×1.20	105,120円 (8,760円)
第7段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が120万円未満)	基準額 ×1.25	109,500円 (9,125円)
第8段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が160万円未満)	基準額 ×1.30	113,880円 (9,490円)
第9段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が210万円未満)	基準額 ×1.40	122,640円 (10,220円)
第10段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が320万円未満)	基準額 ×1.50	131,400円 (10,950円)
第11段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が420万円未満)	基準額 ×1.70	148,920円 (12,410円)
第12段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が520万円未満)	基準額 ×1.90	166,440円 (13,870円)
第13段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が620万円未満)	基準額 ×2.10	183,960円 (15,330円)
第14段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が720万円未満)	基準額 ×2.30	201,480円 (16,790円)
第15段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が850万円未満)	基準額 ×2.60	227,760円 (18,980円)
第16段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が1,000万円未満)	基準額 ×2.90	254,040円 (21,170円)
第17段階	本人が住民税課税(前年の合計所得が1,000万円未満)	基準額 ×3.10	271,560円 (22,630円)

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金など税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費相当額を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の人は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地等の譲渡に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。



■保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、大田市の介護保険のサービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて段階別に設定されます。

【基準額計算式】

基準額
(年額)

=

大田市の介護保険
給付に係る費用

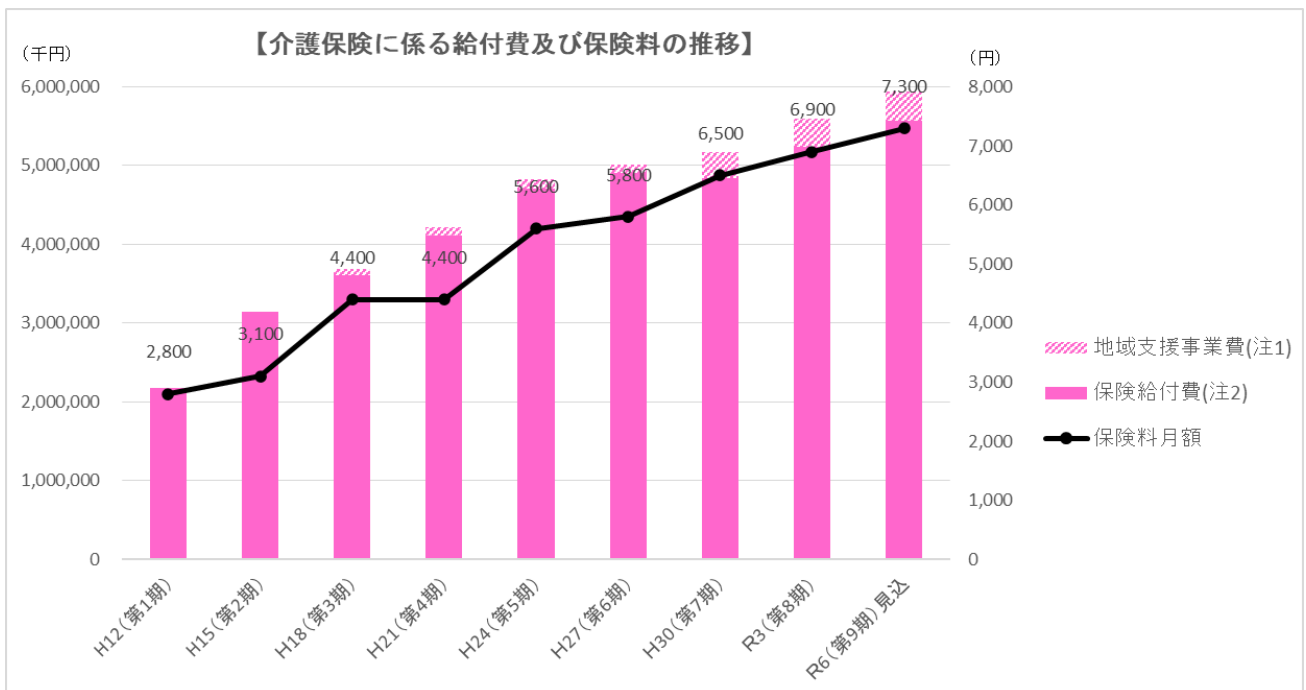
×

65歳以上の方の
負担割合

÷

大田市の65歳
以上の方の人数

■介護保険給付費等の推移



注1：地域支援事業費は、介護予防事業や地域包括支援センターの事業等にかかる費用です。

要支援者等の訪問型・通所型サービス費も H29 より保険給付費から移行しています。

注2：保険給付費は、在宅サービス、施設サービス、その他の給付費のことです。

■介護予防事業の推進

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。若い頃から運動習慣を身につけることによって、高齢期における要介護状態を予防することができます。

大田市が行う介護予防事業のうち、代表的な「高齢者通いの場づくり事業」は、高齢者の方の社会参加を促進し、心身機能の維持・向上を図ることを目的に、地域の皆さんの協力を得ながら事業を進めています。このほか、大田市では「介護予防教室」「地域リハビリテーション活動支援事業」などの事業を通じて、要介護状態にならないための取り組みを推進するとともに、介護保険制度が将来にわたり安定的に持続可能な制度となるよう努めていきます。

■保険料の納め方

原則として、年金から天引きされます。年金額によって納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれます。第1号被保険者としての保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めていただきます。

特別徴収									普通徴収								
年金の年額が18万円以上の人は、特別徴収（年金からの天引き）で納めます。									年金の年額が18万円未満の人は、普通徴収で納めます。								
●大田市では、保険料年額を6期（年金支給日）に分けて納付していただきます。									●大田市から送付される納付書によって直接納めるか、口座振替により納付していただきます。 ●大田市では、保険料年額を9期（7月から3月）に分けて納付していただきます。								
前年			本年度														
10	12	2	4	6	8	10	12	2									
月	月	月	月	月	月	月	月	月									
本徴収			仮徴収			本徴収											
<p>前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料額を納めます。</p>									<p>前年の所得を基にした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。</p>								
									<p>普通徴収の人には 口座振替が便利です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・保険料の納付書 <li style="width: 50%;">・預(貯)金通帳 <li style="width: 50%;">・通帳の届け出印 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>これらを持って市指定の金融機関で手続きをしてください。</p>								

**年金が年額18万円以上の人でも、
下記の場合には一時的に普通徴収で納めていただくことがあります。**

- 年度途中で65歳になったとき
 - 年度途中で他の市区町村から転入したとき
 - 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
 - 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受給していなかったとき など
- ※年度途中でも、特別徴収へ切り替わる場合があります。

介護保険に関するお問い合わせは

保険料・資格・認定調査等の相談

- 大田市役所 介護保険課 TEL 0854-82-1600 (代表)
 - ・保険料・資格等の相談 TEL 0854-83-8063
 - ・認定調査等の相談 TEL 0854-83-8061・83-8062
- 温泉津支所 市民生活課 TEL 0855-65-3934
- 仁摩支所 市民生活課 TEL 0854-88-2113

高齢者の介護や生活の総合相談

- 大田市地域包括支援センター（市民センター2階）
TEL 0854-83-7766